様式第13号(第5条関係)

選挙運動用自動車使用請求書（燃料）

令和　　　年　　　月　　　日

　（宛先）

八潮市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |

　　八潮市議会議員及び八潮市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第4条の規定により、次のとおり請求します。

　1　請求金額　　　　　　　　　　円

　2　内訳

　　 別紙請求内訳書のとおり

　3　令和７年９月７日執行　八潮市議会議員一般選挙

　4　候補者の氏名

　5　振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 　 | 普通当座 | 番　 |
| ふりがな口座名義 | 　 |

　(注)

　　(1)　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代を請求するときは、選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和４５年運輸省令第７号）第１３条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第３６条の１７第１項第４号若しくは第３６条の１８第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写しを含む。)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

　　(2)　候補者が供託物を没収された場合には、八潮市に支払を請求することはできません。

　　(3)　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙)その2

|  |
| --- |
| 　　　　請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合) |

　(2)　燃料代

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 販売年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | 販売金額(ア) | 基準限度額(イ) | 請求金額 | 備考 |
| 年　月　日 |  | 円 |  |  | 　 |
| 年　月　日 |  | 円 | 　 |
| 年　月　日 |  | 円 |  |
| 年　月　日 |  | 円 |  |
| 年　月　日 |  | 円 |  |
| 年　月　日 |  | 円 |  |
| 年　月　日 |  | 円 |  |
| 計 |  | 円 | 円 | 円 |  |
| 　 |

　(注)

　　1　「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

　　2　「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

　　3　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

　　4　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「（ア）」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。